

スマート農業機械・機器貸出事業実施要領

第1 趣旨

高齢化の進行などにより、農業就業人口は減少を続けており、担い手の確保や労働力不足の解消が喫緊の課題となっている。

このような中、ICTやロボット技術等の先端技術を活用した農業機械・機器（以下「スマート農機」という。）が数多く開発され、農作業の省力化などに効果が期待されている。

岐阜県は平坦地から中山間地域まで多様な環境及びほ場条件があり、経営品目も多岐にわたるため、地域や品目に適した機械・機器を農業者が選定するためには、実際の生産現場において試用する必要がある。

そのため、農業者に試用する機会を創出し、営農に適したスマート農機の導入を促進するため、県が保有するスマート農機（以下「貸出機械」という。）の貸出しを行う。

第2 貸出対象者

貸出機械の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。ただし、1から14の貸出対象者について別表1（7）の①の貸出しを受けることができる者は、県が主催する別表1（7）の①を活用した研修会等へ出席した経験がある者（団体の場合は当該研修会等へ出席した職員等を含むこと。）とする。

- 1 認定農業者
- 2 認定新規就農者
- 3 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約等の定めがあること。）
- 4 農地所有適格法人又は一般法人（解除条件付貸借契約を締結した農地において貸出機器を利用する場合に限る。）
- 5 市町村
- 6 農業協同組合
- 7 岐阜県農業協同組合中央会
- 8 全国農業協同組合連合会岐阜県本部
- 9 一般社団法人岐阜県農畜産公社
- 10 一般社団法人岐阜県農業会議
- 11 岐阜県園芸特産振興会
- 12 一般社団法人岐阜県畜産協会
- 13 岐阜県土地改良事業団体連合会
- 14 岐阜県漁業協同組合連合会
- 15 岐阜県農政部に属する機関
- 16 その他農政課長が認めるもの

第3 貸出機械及び貸出期間

- 1 貸出機械及び貸出期間は、別表1のとおりとする。

- 2 第2の1、2、4の貸出対象者が貸出しを受けることができるのは原則各機種1回とする。
- 3 別表1（1）の④及び（5）の①の貸出しについては、貸出機械の使用に際し事前準備が必要となるため、貸出期間や使用場所等、農政課長と別途協議するものとする。

第4 事業実施手続き

1 貸出申請

- （1）貸出機械の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として希望貸出期間開始日の1ヶ月前までに簡易版汎用電子申請基盤（LoGo フォーム）または「スマート農機貸出申請書」（別紙様式第1号）により農政課長へ申請するものとする。
- （2）農政課スマート農業推進室は、貸出申請を受理した後、すでに貸出予定等がある貸出機器がある場合は、申請者にその旨を連絡するとともに、貸出申請内容の変更協議を行う。
- （3）別表1（1）から（3）の貸出しについては、希望貸出期間開始日の60日前から貸出申請を受け付けるものとする。

2 貸出承認

- （1）農政課長は、1の（1）により申請された申請の内容を精査し、適切と認める場合は、「スマート農機貸出承認通知書」（別紙様式第2号）により貸出しの承認を申請者及び所管農林事務所に通知するものとする。1の（2）により貸出申請内容の変更協議を行った場合は、「スマート農業貸出承認通知書」をもって、貸出申請の内容とする。なお、申請書の内容が適切と認められない場合は、「スマート農機貸出不承認通知書」（別紙様式第3号）により貸出しを承認しない旨を通知するものとする。
- （2）農政課長は前項の承認に際し、貸出条件を付することができる。

3 貸出機関及び貸出時期

貸出機関及び貸出時期は農政課長が別に定める。

4 受け取り・返却

- （1）貸出しの承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、農政課長が指定した場所において貸出機械を受け取り又は返却するものとする。
- （2）貸出機械の受け取りの際、借受者は「スマート農機借受書」（別紙様式第4号）を農政課長へ直接、または貸出機関を経由して農政課長へ提出するものとする。
- （3）貸出機械の返却の際、借受者は「スマート農機返却書」（別紙様式第5号）を農政課長へ直接、または貸出機関を経由して農政課長へ提出するものとする。
- （4）借受者は、代理人により貸出機械の受け取り又は返却を行う場合、事前に農政課長

に連絡するものとする。

5 試用報告

- (1) 借受者は、貸出機械返却後 1 週間以内に「スマート農機試用報告書」(別紙様式第 6 号)を所管農林事務所長を経由して農政課長へ報告するものとする。
- (2) 借受者が第 2 の 7 から 15 の者の場合は、直接、農政課長へ報告するものとする。

6 変更申請・承認

- (1) 借受者は、次に掲げる内容を変更する場合、「スマート農機貸出変更申請書」(別紙様式第 7 号)を所管農林事務所長を経由して農政課長へ申請するものとする。
 - ア 貸出機械の追加
 - イ 貸出機械の使用中止
 - ウ 貸出期間の延長
- (2) 農政課長は、(1)により申請された変更申請書の内容を精査し、適切と認める場合は、「スマート農機貸出変更承認通知書」(別紙様式第 8 号)により変更の承認を通知するものとする。なお、変更申請書の内容が適切と認められない場合は、「スマート農機貸出変更不承認通知書」(別記様式第 9 号)により変更を承認しない旨を通知するものとする。
- (3) (1)の変更申請について借受者が第 2 の 7 から 15 の者の場合は、直接、農政課長へ申請するものとする。

7 故障・事故等の報告

- (1) 借受者は、貸出機械が亡失、毀損若しくは故障等が生じた場合又は貸出機械の使用により事故が発生した場合、直ちに電話により農政課長及び所管農林事務所長へ連絡するものとする。また、併せて「スマート農機故障・事故報告書」(別紙様式第 10 号)を所管農林事務所長を経由して農政課長へ報告するものとする。
- (2) 借受者が第 2 の 7 から 15 の者の場合は、直接、農政課長へ連絡及び報告するものとする。

第 5 費用負担

貸出機械の利用料金は、無償とする。ただし、次に掲げる費用その他貸出期間中にかかる一切の費用は、借受者の負担とする。

- 1 使用する際必要な燃料及び電気代
- 2 貸出機械の運搬に係る費用
- 3 貸出機械の亡失、毀損、故障、事故等発生に伴う負担費用又は左記に備えるための保険に係る費用
- 4 水田センサの使用時に係る経費
- 5 環境モニタリング装置及び付属タブレットを使用する際に係る経費

第6 事業の推進

関係農林事務所は、試用計画書の作成、事業の実施及び試用報告書の作成にあたって必要な指導・助言を行うものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、農政課長が別に定めるところによるものとする。

附則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

この要領は、令和3年6月3日から施行する。

この要領は、令和4年1月5日から施行する。

この要領は、令和4年5月10日から施行する。

この要領は、令和5年10月3日から施行する。

この要領は、令和5年12月19日から施行する。

別表 1

(1) リモコン式等草刈機 : 農地及びほ場周辺の畦畔などをリモコン操作又は自律自走で除草作業を行う除草機械

	機械名	メーカー	諸元		特長					保有台数	貸出期間
			機体寸法 全長×全幅×高さ(mm)	重量	操作方法	傾斜	作業能力	駆動方法	稼働時間		
①	神刈「RJ700」	(株) アテックス	1,515×1,110×775	358kg	リモコン	45°	1,300 m ² /h	ガソリン/ バッテリー	240分	1台	1週以内
②	RS400	(株) ササキコーポレーション	1,480×845×400	126kg	リモコン	35°	840 m ² /h	バッテリー	30分	1台	
③	ARC-500	(株) クボタ	1,089×811×610	124kg	リモコン	40°	650 m ² /h	混合 ガソリン	60分	1台	
④	MR-300	和同産業(株)	845×520×360	16kg	自律走行	20°	100 m ² /h	バッテリー	60分	1台	

(2) アシストスーツ : モーターや空気圧等の力を活用し、重量物の持ち上げや中腰作業を補助する機器

	機械名	メーカー	諸元		特長		保有台数	貸出期間
			機体寸法 全長×全幅×高さ(mm)	重量	アシスト 部位	駆動方法		
①	WIN-1	(株) クボタ	620×431×889	10kg	腰、腕	モーター	1台	1週以内
②	マッスルスーツ every	(株) イノフィス	465×170×840	3.8kg	腰	空気圧	1台	
③	ATOUN MODEL Y	(株) ATOUN	484×280×810	4.5kg	腰	モーター	1台	
④	ラクベスト「ARM-1D」	(株) クボタ	498×658×501	3.8kg	腕	モーター	1台	

(3) 自動追従運搬車 : 人に追従して収穫時の運搬作業等を軽減する機器

	機械名	メーカー	諸元		特徴				保有台数	貸出期間
			機体寸法 全長×全幅×高さ(mm)	重量	移動方法	積載重量	最大航続	最高速度		
①	THOUZER	(株) Doog	940×600×990	65kg	追従 リモコン操作 ライントレース メモリートレース	120 kg	約4時間	7.5km/h	1台	1週以内
②	agbee	(株) agbee	1140×480×540	100kg	追従 リモコン操作	100kg	約4時間	4km/h	1台	

(4) 水田センサ : ほ場の水位をリモートでモニタリングすることで、ほ場水管理を補助する

	機械名	メーカー	諸元		特徴		保有台数	貸出期間
			機体寸法 全長×全幅×高さ(mm)	電源電圧	測定項目	通信機能		
①	パディウォッチ PW-2400	ベジタリア(株)	209×116×72 ※付属品: 180cm丸パイプ (圃場設置用)	単一アルカリ 電池8本	水位 (cm) 水温 (°C) 土壌温度 (°C) (深さ5cm及び10cm)	アプリ、PCから モニタリング	30台	1作期以内

(5) 環境モニタリング装置 : ほ場やハウス内外の環境(温湿度等)を各種センサで測定する機器

	機器名	メーカー	諸元		特徴		保有台数	貸出期間
			機体寸法 全長×全幅×奥行(mm)	電源電圧	測定項目	通信機能		
①	あぐりログ	(株)IT工房Z	200×200×100	太陽光パネル 又は AC電源	温度 湿度 CO2濃度 日射量 地温 土壌水分量 土壌EC	30分に1回 LoRaWAN基地局 を介しクラウドに 蓄積。 PC等からモニタ リング	50台	1作期以内
②	e-kakashi 付属品:タブレット	ソフトバンク(株)	152×150×52	AC電源	温度 湿度 CO2濃度 日射量	1分に1回 アプリ、PCから モニタリング	5台	1カ月以内

(6) 水位センサ及び給水ゲート : ほ場の水管理をリモートで行うことができる機器

	機器名	メーカー	諸元		特徴		保有台数	貸出期間
			機体寸法 全長×全幅×奥行(mm)	電源電圧	測定項目・可能 作業	通信機能		
①	水位センサー	(株) farmo	1,178×178×198 重量 1.2kg	太陽光パネル	水位 水温	15分に1回 LoRaWAN 基地局を 介しサーバーに保 存。 専用アプリからモ ニタリング	7台	1作期以内
	給水ゲート		1,160×465×192 重量 2.5kg	太陽光パネル	遠隔で給水・ 止水が可能。 水位を一定に保 つ自動調整も可 能	専用のアプリか ら LoRaWAN 基地局 を介し通信を行 い う		
	基地局		310×200×140	AC 電源		通信可能範囲： 約 2km		

(7) スマートグラス : スマートグラスのカメラ映像と遠隔地を視界共有し、作業の支援が可能な眼鏡型機械

	機械名	メーカー	諸元						保有台数	貸出期間
			バッテリー	解像度	OS	カメラ	視野角	防水防塵		
①	M400 スマートグラス	Vuzix Corporation	内蔵 135mAh 外部取付 750mAh	640×380	Android11	1280 万画素 4K 動画	16.8°	IP67	5 台	1 カ月以内

(8) リモコン式防除機 : リモコン操作でハウス内の防除作業を行う機械

	機械名	メーカー	諸元		特徴					保有台数	貸出期間
			機体寸法 全長×全幅×高さ(mm)	重量	操作方法	散布幅	ノズル 数	駆動方法	稼働時間		
①	グランド ドローン	合同会社 アルプス ドローン	650×480×1,800	25kg	リモコン	約 1.8m 高	8 個	バッテリー	90 分	1 台	1 週以内

スマート農機貸出申請書

令和 年 月 日

岐阜県農政部農政課長 様

住所
団体名
代表者名

スマート農業機械・機器貸出事業実施要領第4の1の(1)により、下記のとおり貸出機械の貸出しを申請します。

記

1 貸出機械の名称及び数量

貸出機械名称	台数	備考

2 貸出機械・機器の使用目的

3 貸出期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

4 貸出機械の運搬方法

5 貸出機械の試用計画

別紙「試用計画書」のとおり

6 その他参考となる事項

試用計画書

1 借受者概要

所在地	栽培品目	営農規模
(実施要領第2の3の者の場合) 団体の概要		(実施要領第2の3の者の場合) 構成員数

※実施要領第2の5～15の者の場合記載不要

2 貸出希望の背景（動機）、試用してみたい内容

3 使用予定場所

※位置図を添付

※リモコン式等草刈機の場合は、現地（法面等）の状況がわかる写真を添付

4 使用時以外の保管場所

※現場写真等を添付

5 貸出機械管理責任者

（職・氏名）

6 実演会の開催予定

有（○月○日 ○時○○分から○時○○分まで） ・ 無

7 操作予定者

※未定の場合は、操作者が分かり次第報告。

スマート農機貸出承認通知書

農政第 号
令和 年 月 日

団体名
代表者名

岐阜県農政部農政課長

令和 年 月 日付けで申請があった貸出機械の貸出しについて、スマート農業機械・機器貸出事業実施要領第4の2の(1)により、下記のとおり承認しますので通知します。

記

1 貸出機械の名称及び数量

貸出機械名称	台数	備考

2 貸出期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

3 貸出日及び引渡場所

① 貸出日 令和 年 月 日

② 引渡場所

4 返却日及び返納場所

① 返却日 令和 年 月 日

② 返納場所

5 貸出条件 別紙のとおり

貸出条件

第1 性能保証

農政課長は、借受者に対し貸出機械引渡し時、本物件が正常な性能を備えていることを説明し、借受者はそれを承諾のうえ借受けること。

第2 利用範囲

貸出機械の利用範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 1 スマート農機の導入検討に必要な効果の検証
- 2 スマート農機の普及・啓発
- 3 その他緊急時など、農政課長が必要と認めた場合

第3 管理

借受者は、貸出機械を善良なる管理者の注意を持って使用し、管理するものとする。

第4 故障・事故等発生時の費用負担

1 亡失、毀損又は故障

(1) リモコン式等草刈機の場合

借受者の使用及び保管に起因し、貸出機器に亡失、既存又は故障が発生した場合、岐阜県（以下「県」という。）が加入する動産総合保険による保証内容を精査し、借受者は必要に応じ賠償金を支払うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、借受者が賠償金を支払うものとする。

ア 借受者の置き忘れ又は紛失によって生じた亡失

イ 借受者の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた毀損

(2) アシストスーツの場合

借受者の責に帰する原因により、貸出機械が亡失した場合、借受者は貸出機械と同等品を返却するか、時価相当額を支払うものとする。

借受者の通常の使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、県の負担とし、使用方法及び取り扱いの不備など、借受者の責に帰する通常外使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、借受者の負担とする。

借受者は、上記に備えるため動産総合保険等に加入することを推奨する。

(3) 自動追従運搬車の場合

借受者の使用及び保管に起因し、貸出機器に亡失、既存又は故障が発生した場合、岐阜県（以下「県」という。）が加入する動産総合保険による保証内容を精査し、借受者は必要に応じ賠償金を支払うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、借受者が賠償金を支払うものとする。

- ア 借受者の置き忘れ又は紛失によって生じた亡失
- イ 借受者の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた毀損

(4) 水田センサーの場合

借受者の責に帰する原因により、貸出機械が亡失した場合、借受者は貸出機械と同等品を返却するか、時価相当額を支払うものとする。

借受者の通常の使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、県の負担とし、使用方法及び取り扱いの不備など、借受者の責に帰する通常外使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、借受者の負担とする。

(5) 環境モニタリング装置及び付属タブレットの場合

借受者の責に帰する原因により、貸出機器が亡失した場合、借受者は貸出機器と同等品を返却するか、時価相当額を支払うものとする。

借受者の通常の使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、県の負担とし、使用方法及び取り扱いの不備など、借受者の責に帰する通常外使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、借受者の負担とする。

(6) 水位センサ及び給水ゲートの場合

借受者の責に帰する原因により、貸出機器が亡失した場合、借受者は貸出機器と同等品を返却するか、時価相当額を支払うものとする。

借受者の通常の使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、県の負担とし、使用方法及び取り扱いの不備など、借受者の責に帰する通常外使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、借受者の負担とする。

(7) スマートグラスの場合

借受者の責に帰する原因により、貸出機器が亡失した場合、借受者は貸出機器と同等品を返却するか、時価相当額を支払うものとする。

借受者の通常の使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、県の負担とし、使用方法及び取り扱いの不備など、借受者の責に帰する通常外使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、借受者の負担とする。

(8) リモコン式防除機の場合

借受者の責に帰する原因により、貸出機器が亡失した場合、借受者は貸出機器と同等品を返却するか、時価相当額を支払うものとする。

借受者の通常の使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、県の負担とし、使用方法及び取り扱いの不備など、借受者の責に帰する通常外使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、借受者の負担とする。

2 事故（第三者に対する損害）

(1) リモコン式等草刈機の場合

借受者の使用及び保管に起因し、第三者に対し人的・物的損害が発生した場合、県が加入する第三者に対する損害賠償保険による保証内容を精査し、借受者は必要に応じ賠償金を負担するものとする。

ただし、次に掲げる場合は、借受者が賠償金を支払うものとする。

ア 借受者の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた事故

(2) アシストスーツの場合

借受者の使用及び保管に起因し、第三者に対し人的・物的損害が発生した場合、借受者が必要な賠償金を負担するものとする。

(3) 自動追従運搬車の場合

借受者の使用及び保管に起因し、第三者に対し人的・物的損害が発生した場合、県が加入する第三者に対する損害賠償保険による保証内容を精査し、借受者は必要に応じ賠償金を負担するものとする。

ただし、次に掲げる場合は、借受者が賠償金を支払うものとする。

ア 借受者の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた事故

(4) 水田センサーの場合

借受者の使用及び保管に起因し、第三者に対し人的・物的損害が発生した場合、借受者が必要な賠償金を負担するものとする。

(5) 環境モニタリング装置及び付属タブレットの場合

借受者の使用及び保管に起因し、第三者に対し人的・物的損害が発生した場合、借受者が必要な賠償金を負担するものとする。

(6) 水位センサ及び給水ゲートの場合

借受者の使用及び保管に起因し、第三者に対し人的・物的損害が発生した場合、借受者が必要な賠償金を負担するものとする。

(7) スマートグラスの場合

借受者の使用及び保管に起因し、第三者に対し人的・物的損害が発生した場合、借受者が必要な賠償金を負担するものとする。

(8) リモコン式防除機の場合

借受者の使用及び保管に起因し、第三者に対し人的・物的損害が発生した場合、借受者が必要な賠償金を負担するものとする。

3 事故（借用者に対する損害）

借受者による貸出機械の使用及び保管に起因し、借受者自身に対し人的損害及び借受者が所有、使用又は管理する財物に対し物的損害が発生した場合、借受者が必

要な費用を負担するものとする。

4 共通事項

上記原則のもと最終的な費用負担については、県と借受者との協議により決定するものとする。

なお、「試用計画書」7操作予定者に記名した者も借受者に含むものとする。

第5 禁止事項

借受者は、次に掲げる事項を行ってはならない。

- 1 第2の利用範囲以外での使用
- 2 借受者の監督下でない者への転貸
- 3 貸出機械を使用して収入を得る行為
- 4 貸出機械の改造、分解、又は性能・機能の変更
- 5 貸出期間を超過しての使用
- 6 雨天時やぬかるんだ地盤など悪状況下の屋外での使用
- 7 怪我や、第三者への危害を及ぼす重大事故につながる危険な使用
- 8 その他、農政課長が不適切と判断した行為

第6 責務

借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 リモコン式等草刈機使用時の飛散物への安全対策（ヘルメット及びゴーグルの着用、長袖・長ズボンでの作業）
- 2 リモコン式等草刈機使用時における、当該機械の5m四方に人や物がいない状態での使用
- 3 台風、暴風雨又は大雨による洪水が発生した際、貸出機械の浸水対策
- 4 貸出機械返納時の燃料の補充、清掃、点検
- 5 農政課長が別に定める運用の徹底

第7 貸出承認の取り消し

農政課長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、貸出承認を取り消しする。

- 1 貸出申請書など事業実施に必要な書類に虚偽の記載があった場合
- 2 本貸出条件に違反があった場合
- 3 貸出機械が亡失又は毀損し使用不能となった場合
- 4 災害など緊急の目的のため他に使用し、又は貸出す必要が生じた場合

第8 協力事項

借受者は、農政課長からの試用に関するヒアリング（試用報告書以外も含む）に協力するものとする。

別紙様式第3号

スマート農機貸出不承認書

農政第 号
令和 年 月 日

団体名
代表者名

岐阜県農政部農政課長

令和 年 月 日付けで申請があった貸出機械の貸出しについて、スマート農業機械・機器貸出事業実施要領第4の2の(1)により下記のとおり不承認としますので通知します。

記

不承認の理由：

スマート農機借受書

岐阜県農政部農政課長 様

令和 年 月 日付け農政第 号のスマート農機貸出承認通知書により、
下記のとおり貸出機械を借り受けします。

なお、スマート農機貸出承認通知書記載の貸出条件を遵守することを誓約します。

記

貸出機械名称	台数	備考

借受者
(署名)

別紙様式第5号

スマート農機返却書

岐阜県農政部農政課長 様

住所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け農政第 号のスマート農機貸出承認通知書により、
下記のとおり貸出機械を返却します。

記

貸出機械名称	台数	備考

スマート農機試用報告書

岐阜県農政部農政課長 様

住所
団体名
代表者名

1 試用実績

試用日時	機械・機器名称	試用場所	(リモコン式等草刈機 の場合) 勾配	試用内容

2 試用により実感した効果

機械・機器名称	実感した効果	定量効果	(複数機種使用した場合) 比較により実感した 各機体特性

※アシストスーツの場合は「身体負荷評価シート」を添付すること。

3 試用により実感した課題

機械・機器名称	実感した課題

4 今後の展望

※スマート農機導入に向けた検討状況（実施要領第2の1から4の者の場合）

※スマート農機の今後の普及方針（実施要領第2の5から15の者の場合）

5. 農林事務所の所見（実施要領第2の1から4の者の場合）

スマート農機貸出変更申請書

令和 年 月 日

岐阜県農政部農政課長 様

住所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け農政第 号をもって貸出承認のあった内容について、下記のとおり変更したいので、スマート農業機械・機器貸出事業実施要領第4の6の(1)により申請します。

記

1 貸出機械

<変更前>

貸出機械名称	台数	備考

<変更後>

貸出機械名称	台数	備考

2 貸出期間

<変更前>

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

<変更後>

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

3 変更理由

スマート農機貸出変更承認通知書

農政第 号
令和 年 月 日

団体名
代表者名

岐阜県農政部農政課長

令和 年 月 日付けであった変更申請のあった内容について、スマート農業機械・機器貸出事業実施要領第4の6の(2)により下記のとおり承認しますので通知します。

記

1 変更後貸出機械の名称及び数量

貸出機械名称	台数	備考

2 変更後貸出期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

3 追加貸出機械の貸出日及び引渡場所

① 貸出日 令和 年 月 日

② 引渡場所

4 変更返却日及び返納場所

① 返却日 令和 年 月 日

② 返納場所

5 貸出条件 別紙のとおり

別紙様式第9号

スマート農機貸出変更不承認通知書

農政第 号
令和 年 月 日

団体名
代表者名

岐阜県農政部農政課長

令和 年 月 日付けで変更申請のあった内容について、スマート農業機械・機器貸出事業実施要領第4の6の(2)により下記のとおり不承認しますので通知します。

記

不承認の理由：

スマート農機故障・事故報告書

岐阜県農政部農政課長 様

住所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け農政第 号をもって貸出承認を受けた貸出機械
(を・により) 下記のとおり (亡失、毀損、故障、事故が発生) したので、スマート
農業機械・機器貸出要領第 4 の 7 により報告します。

記

1. (亡失、毀損、故障、事故を起こ) した貸出機械の名称及び数量

貸出機械名称	台数	備考

2. (亡失、毀損、故障、事故を起こ) した内容

※写真等を添付し分かりやすく記載

3. (亡失、毀損、故障、事故を起こ) した事由

※人的被害がある場合は、被害者の数・被害規模 (怪我の状況) を記載

4. (亡失、毀損、故障、事故を起こ) した損害規模

※損害見積額が分かれば記載

5. 経緯等詳細内容

※本事案が発生するまでの管理状況、使用状況、発生時の状況など詳細な状況を
写真等用い記載。